

自然環境の保全

現状と課題

本市は、地域の約50%を占める山林と、そこから流れる遠賀川の本流、その支流河川によって、豊かな自然が育まれています。

しかしながら、市街地の拡大やほ場の整備など、土地利用や生活様式の変化に加え、近年では、農林業従事者の減少と高齢化が進み、身近な存在で多様な生き物が生息する場でもあった里地里山・里川が喪失し、森林が荒廃しつつあります。

森林は、生物多様性の保全、保健休養の場の提供、地球温暖化を防止する二酸化炭素の吸収等の多面的機能を有しています。

このため、豊かで美しい里地里山・里川などの自然環境を保全していくための取組や適切な維持管理を行っていくことが必要です。

また、これからの河川整備は、環境問題への関心の高さを背景に環境に配慮した川づくりが求められており、多様な生き物が生息できる良好な水辺空間づくりを進め、市民が河川で自然体験や学習ができる場を提供することが必要です。

施策の方針

自然環境の保全に努めるとともに、市民の環境保全意識の高揚、生態系の保護のための活動を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015 (平成27) 年		目標値 2026 (令和8) 年
自然観察会・体験会への参加者数	100人	》》	300人
森づくり関係団体数	7団体	》》	13団体
荒廃森林整備面積 (※1)	0ha	》》	1,700ha

(※1) 荒廃森林整備面積：長期間にわたって整備がされておらず、水源の涵養や土砂災害防止等の公益的機能が発揮できなくなる恐れのある森林および現に発揮できなくなっている森林を整備した面積。

施策を実現するための基本事業

施策 7-1 自然環境の保全

施策を実現するための基本事業

1 森林の保全

山林・里山の荒廃を防ぎ、美しい森林を保全するため、適正な森林整備を行い、市民・各種団体が活用できる竹粉砕機を導入し、森林への関心を高める機会の創出に向けた活動への支援を推進します。

2 水辺環境の保全

関係機関と連携し、親水空間の創出を図るとともに、多様な生き物の生息が可能な水辺環境づくりに努めます。

また、水辺環境の保全に向けたイベント等の機会の提供、サポート人材の育成、活動プログラムの整備、情報の提供に努めます。

3 自然環境保全活動の推進

安全な生活環境を守るため、市民と連携し、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、自然環境の保全を図ります。また、自然環境に対する意識の啓発に努めるとともに、市民、各種団体、NPO、事業者等と協働し、自然環境の保全に関する情報共有や協力体制づくりに努めます。

4 生物多様性の保全

豊かな自然環境や野生生物の生息・生育環境の保全・再生を図り、生態系の多様性の保持に努めます。また、在来種を保全するとともに、外来生物の対策を推進します。



自然観察会

環境にやさしいまちづくり

現状と課題

地球環境にやさしい社会をつくるためには、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政のそれぞれが地球環境問題を正しく理解、認識するとともに、協力、連携して資源やエネルギーを有効に活用し、環境負荷の少ない循環型社会を形成していくことが重要です。

また、ごみの排出量については、市民の理解と協力により減少傾向にあります。資源循環型社会の構築に向けて、さらなるごみの分別やリサイクルの徹底を図る必要があることから、資源ごみの回収や3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生使用）の啓発と効果的な施策の推進が必要です。

収集されたごみは、環境施設等を総合的に管理運営する目的で設立された施設組合（ふくおか県央環境広域施設組合）のごみ焼却等施設・リサイクル施設において適正処理されています。また、これらの施設については、定期的な整備や改修を行い施設の長寿命化を図っていますが、今後、将来的に老朽化が見込まれることや、社会情勢の変化などを踏まえ、中・長期的かつ広域的な視点で集約化・再編整備に向けた検討を、施設組合ならびに組合を構成する周辺自治体と連携して協議する必要があります。

様々な環境施策を推進するには、専門的知識を持つ人材・団体・事業者等との協働が不可欠であることから、環境保全活動団体などの育成支援に努め、環境保全活動を推進するとともに啓発を図っていくことがますます重要となっています。

施策の方針

環境教育の徹底、リサイクル意識の高揚の促進やごみ減量化等を図ることにより、循環型社会の形成に努めます。

目標達成指標

目標達成指標	基準値		目標値	
	2015 (平成 27) 年		2026 (令和 8) 年	
リサイクル率(※1)	24.2%	≫	28.6%	
1人あたりの一般廃棄物(※2)の排出量	977g/人・日	≫	889g/人・日	
温室効果ガスの排出量(※3)	1348.82千t-CO2/年	≫	998.13千t-CO2/年	

(※1)リサイクル率：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物以外の廃棄物のリサイクル率。
 (※2)一般廃棄物：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物以外の廃棄物。
 (※3)温室効果ガスの排出量：二酸化炭素やメタン等、地球温暖化の原因とされるガスの市全体の排出量。

施策を実現するための基本事業

施策 7-3 環境にやさしいまちづくり

施策を実現するための基本事業

1 環境教育の充実

環境教育・環境学習推進体制づくりに努めるとともに、市民、各種団体、NPO、事業者、学校などあらゆる活動主体に対して、環境教育・環境学習の支援に必要な情報の提供を行い、環境に対する意識の高揚を図ります。

2 3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）の推進

ごみの発生抑制や再使用の取組を推進するとともに、ごみの資源化を円滑に推進するための分別・排出ルールを周知徹底するとともに、集団資源回収の実施団体を支援します。

3 省エネ活動の啓発と低炭素型エネルギーの利活用推進

「地球温暖化対策実行計画」に基づき、自然と地球環境にやさしい生活を実現するため、省資源・省エネルギーの普及促進に努めます。
 また、地域の特性や地域資源を生かした再生可能エネルギーの利活用の推進、エネルギーの地産地消に努め、地域内経済循環の手法等の検討を行い、持続可能な低炭素社会の実現を目指します。

4 ごみ処理施設の適正管理と整備

今後も継続して利用するごみ処理施設は、適正管理に努めるとともに、定期的な整備や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。
 あわせて、社会情勢の変化に伴い、施設組合が管理運営し市内のごみを処理している「ごみ燃料化センター」が令和4年度で廃止され、施設組合にてごみ処理施設の再編がおこなわれるのを契機に、ごみの循環型社会形成に向けて、ごみの適正処理並びにリサイクル率の向上、効率的なごみの収集・運搬体制を再構築するため、中・長期的かつ広域的な視点で集約化・再編整備に向けた検討を、施設組合ならびに組合を構成する周辺自治体と連携し推進します。



エコスタいいづか(環境教育推進大会)



クリーンセンター